



見達 野分

■ 神明市のシンボルとなつて、本市の観光振興策として活用できないか
■ デジタル社会進展によるアルファベットや英文表現の多用について
■ 中学生のクラブ活動やスポーツ環境の構築について



大だるまの観光資源としての位置づけは

問 神明市のシンボルの大だるまは、高さ3・9m、胴回り直径2・9m、重さ500kgで観光スポットとしてインパクトがある。どのように位置づけているか。

答 神明市は、三原を代表する祭りであるシンボルである日本一の大だるまは、各種メディアで紹介され、誘客促進に寄与する役割を果たしている。

問 年間を通しての活用策をどう考えるか。

答 現在の倉庫のシャッターを、例えば透明な強化ガラスに変更すれば、有効簡単な常設展示が可能になる。実現可能な観光振興策を問う。

答 常設展示は、場所やセキュリティ管理の観点から困難と考える。神明市協賛会では、子どもの学習活動や希望の団体観光客に、倉庫を一時的に開け、大だるま見学の取組がされている。

今後この取組を拡充するとともに、様々な機会を捉え、情報発信に努める。

公文書記載や発言では日本語を併用し分かりやすく

問 デジタル社会の進展で、会議の発言のみならず、日常の会話でもアルファベットや英文表現が多用されている。

例えば、リテラシー（適切に理解して活用する能力）、コンプライアンス（法令順守）、インシデント（緊急事態や危機）、エビデンス（根拠や裏付け、形跡）など、瞬時に理解できない語句が日常的に使用されている。

行政における文書や会議などの発言は、日本語併記にして分かりやすくするべきではないか。

答 本市で用いる公文文は、三原市公文例規程を基本とし、特殊な言葉は使わず、一般に使われている優しい言葉を用いることとしている。公文文や会議での発言は、多くの方に理解してもらうことが重要であり、デジタル用語に限らず、一般になじみが薄い外国語やアルファベットの略語など、分かりにくい字句は日本語を併用するなど、分かりやすい表現に努めていく。

常任委員会報告

（6月定例会付託議案審査の主なものを報告します）

総務財務委員会



付託議案審査（主なもの）

議62 三原市職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【概要】 災害発生時など、著しく危険、又は困難な応急作業等に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正する。

【主な質疑】

問 金額の積算根拠と、当該手当が更に加算される夜間の定義について問う。

答 国家公務員の規定に準拠しており、社会情勢を考慮して人事院が定めたもので、民間の同種業務に係る手当額を参考に算出されたものと理解している。また、夜間とは、日没から日出の時刻までの間であり、作業を行った日によってそれらの時刻が異なるため、作業ごとに手当を加算するか否かの判断をすることとなる。

問 令和6年能登半島地震における被災地への派遣職員についても

特殊勤務手当支給の対象となるのか問う。

答 支給の対象になると考えている。今後も派遣を要請されるような大規模な災害において作業を行った場合には、支給対象になるものと考えている。

議73 西小学校長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について

議74 第三中学校屋内運動場棟長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について

【概要】 西小学校の長寿命化改修工事、第三中学校屋内運動場棟の長寿命化改修工事の契約を締結する。

【主な質疑】

問 同じ教育施設の長寿命化改修で、契約金額差があまりないにもかかわらず、工期が約1年異なる理由について問う。

答 第三中学校は屋内運動場のみの長寿命化改修工事であるが、西小学校については屋内運動場に加えて、管理・特別教室棟も工事対

象としている。児童の安全を配慮した改修計画となっているため工期に差がでているものである。

【採決】採決の結果、議第62号他8件は、全員一致、原案どおり可決した。

厚生文教委員会



付託議案審査

議69 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【概要】従うべき基準の一部改正に伴い、満3歳以上児の職員配置の最低基準が見直されたため、条例の一部を改正する。

議70 三原市水源保全条例制定について

【概要】公共用水域及び地下水に係る水質汚濁の防止を図ることで、市民の生命及び健康を守ることと、また、市民の良好な生活環境の保全を目的に、条例の対象となる施設、市や事業者等の責務など、必要な事項を定めるため、条例を制定する。

【主な質疑の内容】

問 この条例に紛争の防止が規定

されていることで、分かりにくくなっているのではないかと。

【答】本条例は、排出目標の設定による水源の保全と、安全な施設の設定及び適正な管理運営を図るための特定事業者と関係住民との紛争防止・調整などの環境配慮手続きの両方を規定するものであり、どちらの規定も必要と考えている。

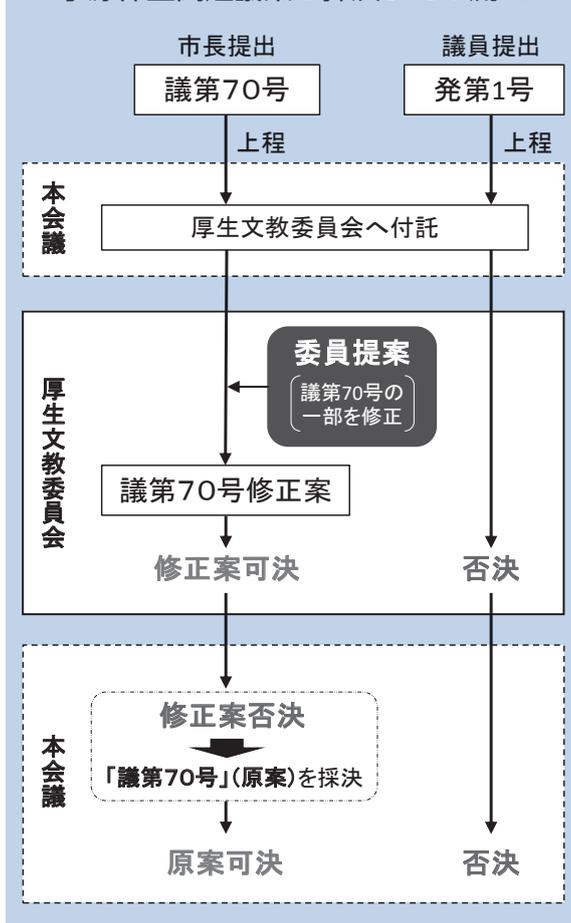
【問】市長が定例記者会見で説明した「特定事業者が関係法令による施設設置の許可申請書等の提出前に、市に対して事業計画書の届出や協定の締結等を行う」と、条例案の内容が整合していないのではないかと。

【答】許可申請前に「協定を締結する旨」を規定することは、関係法令に矛盾抵触する可能性があるため困難と考えている。記者会見の説明が、誤解を招く表現であったことについては謝罪をする。

【問】関係住民の責務について規定した「特定事業者の立場を尊重し」については、無くすべきではないかと。

【答】特定事業者が、関係法令に基づき社会的に必要な産業廃棄物処理を実施する立場にあるのに対し、関係住民は、関係法令等の規制があるとはいえ、不安を感じざるを得ないという相反する立場に

水源保全関連議案の採決までの流れ



ある。紛争を未然に防ぎ、また、起きてしまった紛争を解決するためには、双方の合意形成が大前提であり、双方の立場への配慮が必要と考え、規定するものである。

【問】事業者が軽微な変更を理由に届出をせず、少しずつ事業を拡張していく事例が他市においては見受けられるが、こうした事例を防げるのか。

【答】廃棄物処理法の「軽微な変更」の基準に準拠した運用を考慮しており、主要な設備の変更が認められる場合は、仮に10%以内の埋立量の変更であっても、事業計画書の提出および説明会の開催等の手続きが必要となる。

※市長提出の議案に対し、その一

部を修正する「修正案」、また、対案としての「条例案」が議員から示された。

議70 「三原市水源保全条例制定について」に対する修正案

【概要】特定事業者及び関係住民が相互の立場の尊重を謳う規定を削除し、「関係住民」の責務を「市民」の責務として修正し、「特定事業者と関係住民との間において締結する協定」について、関係法令による施設設置の許可申請等の提出前に行う旨の期限等を追加する。

発1 三原市水源保全条例制定

【概要】貴重な水源である森林などを守り、市民の健康で豊かな生活を支える水源地域を、ふるさと

の貴重な財産として保全していくことを目的に、特定の施設の設置規制、環境保全対策書の申請や協定の締結、立入検査の実施など、必要な事項を定めるため、条例を制定する。

【主な質疑の内容】

問 特定事業者に事前通告なく立入調査をすることは、市の権限として可能か、また、法務確認はできているのか。

答 違反の恐れや緊急通報がある場合には可能と認識しているが、法務確認は受けていない。

【動議】 議第70号及びその対案に当たるとは言えないとの理由から、十分とは言えないとの理由から、閉会中の継続審査の動議が出されたが、採決の結果、賛成少数で否決された。

【討論】 議第70号の修正案について、「事業者や住民の責務については、誤解を生まない表現であること、紛争を未然に防ぐことのできる本市独自の条例であることを理由に賛成する」との意見表明があった。また、議第70号について、「市長は就任以来、水源条例制定を公言されてきたが、市民に寄り添う姿勢が見えてこない条例であり、修正されるべきであることを理由に反対する」との意見表明があっ

た。さらに、発第1号について、「水質汚染を防げる実効性のある条例であることを理由に賛成する」との意見表明があった。

【採決】 発第1号については、賛成少数をもって否決、議第70号に対する修正案及び議第70号の修正部分を除く原案については、賛成多数をもって修正可決した。

議第69号については、全員一致、原案どおり可決した。

経済建設委員会



付託議案審査

議71 三原市下水道条例の一部改正について

【概要】 条例で定める下水の排水基準で規制する物質ごとの基準値について、同施行令が改正された場合、同施行令の規定を引用する規定に改める。

【主な質疑】

問 今回の改正により、基準値の変更が反映される六価クロムは、土壌汚染等の影響を及ぼす物質であるが、本市において六価クロムを扱う事業所数と、どの程度影響があるのか。

答 本市には科学技術に関する研

究や検査又は専門教育を行う機関など、六価クロムを扱う事業所が3箇所ある。毎年、全ての事業所を対象に本市が実施している水質検査、さらに事業者が行う検査においても、これまでに六価クロムが検出されたことはなく影響はないと考えている。

議72 三原市営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正について

【概要】 子育て世帯に対する住宅支援強化の取組として、収入基準の緩和を認める子育て世帯の対象範囲を「小学校就学の始期に達するまでの者」がいる場合から、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」がいる場合に拡大するため、条例の一部を改正する。

【主な質疑】

問 この度の改正により見込まれる入居者の増加には対応できるのか。

答 子育て世帯の入居を想定する2DK以上の住戸695戸のうち現在181戸が空き住戸であり、新たな入居希望者に提供する部屋に不足は生じない。

【採決】 採決の結果、議第71号他1件は、全員一致、原案どおり可決した。

議員全員協議会

6月17日開催

令和6年度から10年度までの財政計画について

【概要】 歳入は、全ての年度で財源不足となるが、基金を取り崩すことで収支を均衡させている。

令和6年度末の建設地方債残高は約371億円、実質公債費率9.9%、財政調整基金残高は約64億円、経常収支比率95.5%となる見込みで、財政調整基金残高を除き、目標達成は困難である。

健全で持続可能な財政運営を行うために、毎年度、財政推計を行うことで直近の財政状況を把握しながら、地方債発行を抑制し、事務事業の抜本的な見直し等につなげ、自主財源の確保と経常経費の削減を図り、持続可能な財政運営に努める。

問 将来の投資的経費の項目にある「その他」にはどのような事業が含まれるのか問う。

答 投資計画として分類した14の区分に属さない事業を「その他」としており、農業用施設改良事業費や介護施設への施設補助費等が含まれる。